

イデコ

個人型確定拠出年金(iDeCo)

損保ジャパン日本興亜アセット個人型DCプランのご案内 追補資料・読替表

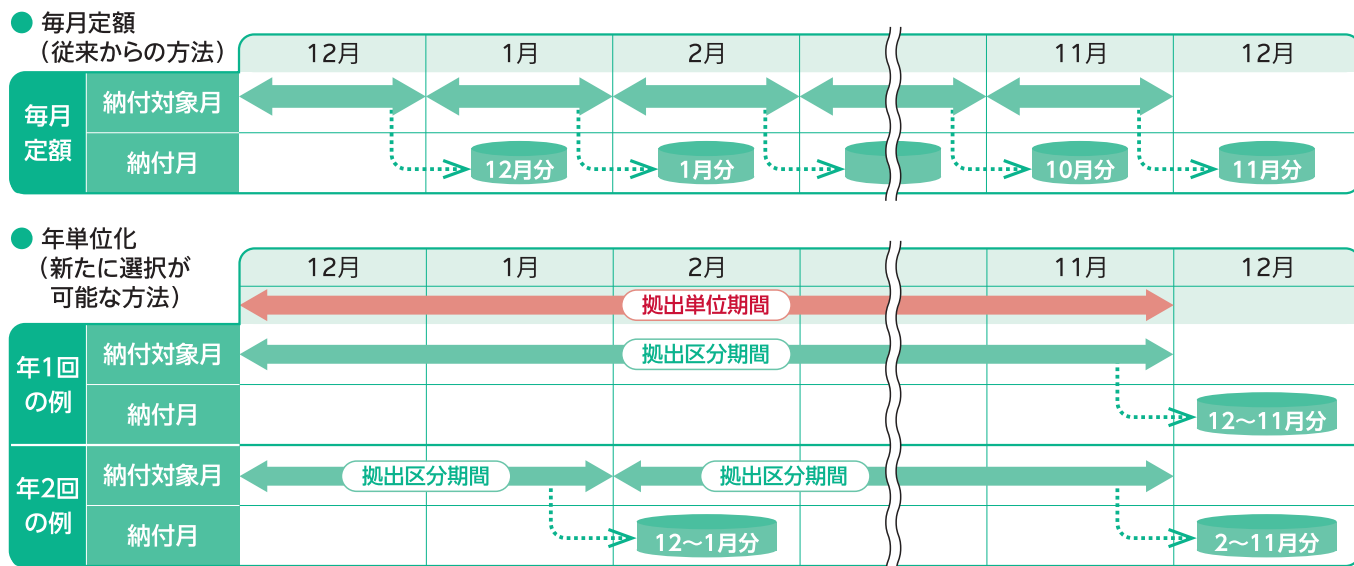
掛金拠出については、従来は「毎月定額」でしたが、法改正により2018年1月から、新たに掛金額・拠出回数・拠出月を年単位で任意に指定することもできるようになりました。(これを掛金の「年単位化」といいます。)

本資料にて「年単位化」の概要をご案内しております。「個人型確定拠出年金(iDeCo) 損保ジャパン日本興亜アセット個人型DCプランのご案内」は「毎月定額」の内容で記載しておりますので、ご覧いただく際には「年単位化」について本資料の内容をあわせてご確認ください。「制度運営に係る手数料など」、「個人型確定拠出年金の加入にあたってご理解いただきたいこと」については裏面のとおりに読み替えいただけますようお願いいたします。

追補させていただく内容

■ 年単位化の概要

- 掛金は、毎年12月から翌年11月までの間で、任意の月に拠出することが可能です。(納付月は1月～12月になります。)
- 12月から翌年11月の期間を**拠出単位期間**といいます。拠出単位期間内において任意の期間分の掛金をまとめて拠出することができます。この任意の期間を**拠出区分期間**といいます。



- 掛金の拠出は拠出区分期間の最後の月にまとめておこないます。上の年2回の例では、12月～1月分を2月に、2月～11月分を12月にそれぞれまとめて納付します。
- 12月は必ず納付する必要があります。
- 拠出区分期間途中で資格喪失した場合など、拠出区分期間の最後の月に加入者資格がない場合は当該拠出区分期間の掛金は拠出できません。
- 拠出区分、掛金額の変更は、拠出単位期間毎に1回限りとなります。

■ 「毎月定額」と「年単位化」の主な相違点

	毎月定額	年単位化
拠出回数(月)	年12回(毎月)	年1回～12回まで、任意の回数(月)を指定
最低掛金額	毎月5,000円	5,000円×拠出区分期間の月数
国民年金基金連合会手数料 ※ (消費税込)	毎月103円(年額1,236円)	指定した納付回数×103円 (納付のない月はかかりません。)

※他に、運営管理機関、事務委託先金融機関が徴収する手数料が発生します。

お読み替えいただく内容

それぞれ、以下のとおりお読み替えください。

<P.7およびP.8> 制度運営に係る手数料など

国民年金基金連合会、事務委託先金融機関および運営管理機関の手数料は次のとおりです。

表1 制度運営手数料

(金額は消費税込です。)

	加入者	加入者		運用指図者		給付	還付	
		口座開設 手数料	拠出がある月	拠出がない月	口座開設 手数料	口座管理 手数料	給付事務 手数料	還付事務 手数料
			口座管理手数料	口座管理手数料				
徴収先	国民年金基金連合会	2,777円	1回103円	—	2,777円	—	1,029円	
	事務委託先金融機関	—	月額64円	月額64円	—	月額64円	432円	
	運営管理機関	—	月額0円～324円 ※表2を参照	月額0円～324円 ※表2を参照	—	月額0円～324円 ※表2を参照	—	
手数料合計	2,777円	月額167円～491円	月額64円～388円	2,777円	月額64円～388円	432円	1,461円	
徴収方法	初回掛金、または他制度からの移換金のいずれかより控除されます。	掛金から控除されます。	資産残高から控除されます。	他制度からの移換金より控除されます。	毎月、資産残高から控除されます。	給付の都度、給付金から控除されます。	還付の都度、還付金から控除されます。	

※詳細はスターターキットに同封されている「確定拠出年金制度と運用商品のご案内」にてご確認ください。

表2 運営管理機関 月額口座管理手数料

(金額は消費税込です。)

	資産残高	資産残高		
		100万円未満	100万円以上200万円未満	200万円以上
掛金 (月額)	0円 (運用指図者/掛金の拠出のない方)	月額324円	月額140円	0円
	1万円未満	月額140円	0円	0円
	1万円以上2万円未満	0円	0円	0円
	2万円以上	0円	0円	0円

<裏表紙> 個人型確定拠出年金の加入にあたってご理解いただきたいこと

加入にあたって

- 掛金は加入者ご自身の判断において運用します。また、運用結果次第では受給額が掛金総額を下回ることがあります。
- 老齢給付金は原則60歳からの受給となりますが、60歳時点で通算加入者等期間が10年に満たない場合は、当該期間に応じて受給開始年齢が61歳から65歳まで順次遅くなります。
- 原則として、制度からの脱退(解約)や資産の中途引出はできません。
- 加入後は、掛金または個人別管理資産残高から口座管理手数料等が差し引かれます。なお、運営管理機関手数料は、個人別管理資産残高と掛金に応じて毎月異なる場合があります。また、個人別管理資産残高から口座管理手数料を差し引く場合は、口座管理手数料相当額を売却するため、運用商品の価額変動で売却額と手数料表に記載されている口座管理手数料が一致しないことがあります。制度運営に係る手数料等はP.7およびP.8のとおりです。
- 掛金から、口座管理手数料等が徴収されるため、掛金全額が運用商品の買付に充当されるものではありません。
- 掛金の引落は原則60歳となる誕生日で終了し、その後は運用指図者として受給終了まで運用のみ行います。また、事前に指定した月(年に1回以上)に掛金を納付する場合は、60歳到達による資格喪失時も含め、資格喪失月を含む拠出区分の掛金は拠出できません。
- 掛金の払込を停止、もしくは60歳到達により運用指図者となっても、受給終了まで口座管理手数料等が個人別管理資産残高から差し引かれます。
- 掛金の納付は毎月定額もしくは、事前に指定した月(年1回以上)に行うかのいずれかを選択できます。また、掛金の前納・後納・追納はできません。掛金の納付方法が個人払込の場合は口座振替に限られます。
- 加入前に、本プランの運用商品の内容についてご理解いただく必要があります。

移換にあたって

- 移換手続きは、必要書類提出から完了まで2～3か月かかります。
- 移換手続き時に移換金は一旦元本確保型商品の購入にあてられるため、投資信託など他の運用商品で運用したい場合は、移換手続き完了後にスイッチング(預け替え)を行う必要があります。